

東村山市情報公開制度等 運用状況

(平成30年1月～平成30年5月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年7月1日

総務課 情報公關係

作成日 平成30年6月6日

1 情報公開請求件数 (平成30年1月1日～平成30年5月31日)

請求(申出)件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 (今期の実人数 の累計)	請求数 (請求・申出数)	義務的請求 (注1)	任意の申出 (注2)	請求件数 (所管課別)	全部公開	部分公開	非公開 (注3)	文書 不存在	存否応答 拒否	却下 (注4)	検討中 (注5)	その他
1月	4	7	4	3	8	3	5						
2月	5	1		1	1		1						
3月	9	6	5	1	17	2	15						
4月	10	1		1	1		1						
5月	14	6	4	2	6	2	3					1	
合計	-	21	13	8	33	7	25					1	
比率(%)	-	100%	61.9%	38.1%	100%	21.2%	75.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%

比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

- (注1) 義務的請求とは、条例施行日(平成11年7月1日)以後に作成又は取得した公文書に対する公開請求である。
- (注2) 任意の申出とは、条例施行日(平成11年7月1日)より前に作成又は取得した公文書に対する公開申出及び条例第5条に定める義務的請求が可能な者以外からの公開申出である。
- (注3) 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。
- (注4) 他の法令の規定により何人も交付を受けられる文書の請求であったため、条例第21条に基づき却下したもの。

2 情報公開請求の所管別内訳(平成30年1月1日～平成30年5月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)
議会 市長	議会議務局		
	会計課		
	経営政策部		
	秘書広報課	1	3.0%
	企画政策課		
	行政経営課		
	資産マネジメント課(旧施設再生推進課)	5	15.2%
	財政課		
	情報政策課		
	地域創生部		
	産業振興課		
	シティセールス課		
	東京2020オリンピック・パラリンピック担当主幹		
	市民スポーツ課		
	総務部		
	総務課	1	3.0%
	人事課	2	6.1%
	営繕課		
	契約課		
	法務課		
	行政不服審査制度担当主幹		
	市民部		
	市民課		
	市民協働課		
	市民相談・交流課		
	課税課	1	3.0%
	収納課(旧納税課)	1	3.0%
	環境安全部		
	地域安全課	2	6.1%
	環境・住宅課	1	3.0%
	防災安全課		
	公共交通課		
	健康福祉部		
地域福祉推進課			
生活福祉課	2	6.1%	
介護保険課(旧高齢介護課)	1	3.0%	
障害支援課			
健康増進課	1	3.0%	
保険年金課	1	3.0%	

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
市長	子ども家庭部	子ども政策課		
		子育て支援課		
		子ども育成課	2	6.1%
		児童課		
		子ども家庭支援センター		
	資源循環部	廃棄物総務課(旧管理課)	2	6.1%
		ごみ減量推進課		
		施設課		
	まちづくり部	都市計画課		
		まちづくり推進課		
		市街地整備課	1	3.0%
		用地課		
		みどり公園課		
		道路河川課(道路管理課)	2	6.1%
下水道課				
教育委員会	教育部	教育総務課	4	12.1%
		学務課	2	6.1%
		指導室		
		(学校)	小学校	
			中学校	
		社会教育課		
		図書館		
		公民館	1	3.0%
		ふるさと歴史館		
		子ども・教育支援課		
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局			
農業委員会	農業委員会事務局			
監査委員	監査委員事務局			
固定資産評価審査委員会				
合 計		33	100%	

比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

3 情報公開請求の状況(平成30年1月1日～平成30年5月31日)

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
42	H30.1.12	1、基幹型地域包括支援センターとの委託契約書内の仕様書 2、上記契約について、予算要求時の委託料の積算根拠のわかる書類	H30.1.26	部分公開	ア、「東村山市地域包括支援センター基幹業務運営委託」の仕様書 イ、「東村山市地域包括支援センター(基幹業務)事業」のH29年度歳出予算 ウ、「認知症支援コーディネーター(基幹業務)事業」のH29年度歳出予算 エ、「東村山市中部地域包括支援センター業務運営委託」の仕様書	イの文書について 「正規職員人件費及び再雇用職員人件費の要求額・単価・金額・前年度比較欄の金額部分」 ウの文書について 「正規職員人件費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、通信運搬費の要求額・単価・金額・前年度比較欄の金額部分」 上記の人件費及び人件費が推測される情報は、法人の内部管理情報にあたり、公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当する。また、特定の個人を識別することはできないが、公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 イ、ウの文書について 「法人の予算作成者・係長・課長・局長の印影」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	高齢介護課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
43	H30.1.19	25東総人第10号H25年11月6日付「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会への諮問について」及び同添付資料一切	H30.1.31	公開	25東総人第10号H25.11.6付「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会への諮問について」		人事課	任意的申出
44	H30.1.19	1、H25年度 93起案書「生活保護費算定誤り疑義」 2、上記1以外のH25年度中の起案書で、文書の名称に「生活保護費算定誤り疑義」が含まれるもの 3、上記1、2以外のH25年度中の起案書で、上記1の文書の続きとして作成されたもの	H30.1.31	部分公開	ア、H25年度 93起案書 「生活保護費算定誤り疑義」 イ、H25年度 94起案書 「生活保護費算定誤りに伴う東京都への不正事案報告書提出」 ウ、H25年度 168起案書 「生活保護費算定誤りに伴う過大支給返還訪問」 エ、H25年度 573起案書 「生活保護費に関する不適正処理に伴う東京都への不正事案報告書提出」 オ、H25年度 619起案書 「生活保護費算定誤り疑義に伴う東京都への不正事案報告書提出」 カ、H25年度 642起案書 「生活保護法施行事務に係る改善報告書の提出」 キ、H25年度 852起案書 「生活保護費算定誤り最終報告」 ク、H25年度 911起案書 「東京都への不正事案報告(最終)」	イ、エ、オの文書について 「『生活保護に係る不正事案報告書(1)』中、不正行為者氏名、在職期間」 ウの文書について 「『久米川町+都外 未処理事項一覧表』中、番号、世帯主名」 エの文書について 「『H25.11.5付生活保護費に関する不適切処理』中、個人が特定されるおそれのある部分」 クの文書について 「『H26.3.10付生活保護費に関する不適切処理』中、個人が特定されるおそれのある部分」 カの文書について 「『東村山市福祉事務所特別検査個別検討結果リスト』中、世帯番号、個人が特定されるおそれのある部分」 キの文書について 「『H25年度返還金一覧』、 『H25年度遡及支給一覧』 中、ケース番号」 「『H25年度63条・78条返還金一覧』中、ケース	生活福祉課	任意的申出 委任状による任意代理人(弁護士)からの請求 アの文書は、H25.4.30に行った最初のプレスリリース時点での集計結果である。

	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						番号、氏名、かな」 クの文書について 「『生活保護に係る不正事 案報告書(2)』中、不正行 為者氏名、在職期間、所 属係名」 上記のいずれも条例第6 条第2号個人情報に該当 し非公開 ウの文書について 「『久米川町+都外 未処理 事項一覧表』中、未処理 内容(適用条文の根拠)、 未処理金額、対象期間、 時効未処理内容、時効未 処理期間、時効済金額」 エ、クの文書について 「『H25.11.5付生活保護費 に関する不適切処理』中、 金額」 カの文書について 「『東村山市福祉事務所特 別検査個別検討結果リス ト』中、金額」 クの文書について 「『2 今回の事例における 処理方法』中、金額」		

	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>上記のいずれも、H25.4.30に行った最初のプレスリリース以降、金額を確定するまでの算定及び調査途中の情報であって、事実認定を行う前の情報である。</p> <p>当該情報を公開すると、最終調査結果の内容と比較した場合に、数字等が変わってくることから、憶測や誤解を生じさせ、将来同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報工に該当し非公開</p>		

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
45	H30.1.19	H18年度からH24年度にかけて東村山市健康福祉部生活福祉課において生じた81世帯延べ117件(H25.10.31現在)の生活保護費の誤支給(ただし、追給については除く。)について、各世帯別又は各件数別の返還適用条文、返還金額及び誤支給の原因又は経緯が記載された文書一切	H30.1.31	部分公開	ア、4月時点ケース点検 イ、5月以降ケース点検 ウ、廃止ケース点検	<p>アの文書について 「番号、世帯主名」 イの文書について 「世帯番号、世帯主名」 ウの文書について 「ケース番号、世帯主名、廃止理由、遺留金(有・無)処理」</p> <p>上記のいずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>アの文書について 「未処理内容(適用条文の根拠)、未処理金額、対象期間、時効未処理内容、時効未処理期間、時効済金額」 イの文書について 「追給分、未処理金額、未処理内容、未処理期間、時効分、備考」</p>	生活福祉課	<p>任意的申出</p> <p>委任状による任意代理人(弁護士)からの請求</p>

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>ウの文書について「遺留金(有・無)処理、時効、未処理金額、未処理内容、遡り期間、備考」</p> <p>上記のいずれも、算定及び調査途中の情報であって、事実認定を行う前の情報である。当該情報を公開すると、最終調査結果の内容と比較した場合に、数字等が変わってくることから、憶測や誤解を生じさせ、将来同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報工に該当し非公開</p>		
46	H30.1.24	固定資産税の基準に関する内部規定	H30.1.29	公開	<p>ア、東村山市家屋評価確認事項(H27基準年度)</p> <p>イ、東村山市固定資産(土地)評価事務取扱要領(H27～29年度)</p> <p>ウ、東村山市固定資産路線作成要領細則(H27～29年度)</p>		課税課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
47	H30.1.29	1、市内中学校の制服(男女別)、ジャージ(男女別)、上履・体育館履きの代金及び購入方法 2、上記について、費用の納入時期がわかる書類 3、就学援助(入学準備金)の前倒し支給について、検討していることがわかる書類すべて	H30.2.13	部分公開	ア、H29.5.16付「都内26市就学援助入学準備金前倒し支給に関する調査回答一覧」 イ、H29.4.5付「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正について(通知)」 ウ、H30.1.5付「特別支援教育就学奨励費の予算額(案)等について(修正)」	アの文書について「他の地方公共団体の回答内容(すでに公になっている情報は除く。)」は、他の地方公共団体から取得した情報であって、公開すると、当該機関との信頼関係が損なわれると認められるため、条例第6条第4号国等協力関係情報に該当する。 また、他の地方公共団体の検討状況に係る情報を含んでおり、公開すると、当該機関の事務事業の公正又は適正な意思形成に支障が生ずると認められるため、条例第6条第5号の意思形成過程情報に該当し非公開	学務課	
48	H30.1.30	直近の国保加入者について 1、所得階層別の人数 2、年代別被保険者数 3、多子世帯数 4、被保険者全体のうちの子どもの数と、多子世帯における子どもの数 5、国保税の平成28年度の滞納世帯数 6、被保険者の職業区分がわかるもの	H30.2.13	部分公開	ア、H29年度本算定時算定基礎額階層別内訳表 イ、年齢階層別集計表(H30.2.1時点) ウ、国民健康保険に加入する子どもの人数別世帯数	「6、被保険者の職業区分がわかるもの」は、業務遂行上、被保険者の職業区分の統計を収集する必要がなく、情報を保有していないため文書不存在	保険年金課	「公開した文書名」欄に記載の公文書は全部公開しているが、「6、被保険者の職業区分がわかるもの」は両課とも不存在のため、「決定内容」欄は部分公開としている。
			H30.2.13	部分公開	H28年度国民健康保険税所得割階層別滞納世帯数		納税課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
49	H30.2.21	H29.8月募集の東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルの優先交渉者大和リースグループの以下資料 1、企画提案書 2、参考見積書 3、審査結果	H30.4.5	部分公開	包括施設管理委託優先交渉権者である大和リース㈱の下記書類 ア、企画提案書 イ、参考見積書 ウ、プロポーザル審査結果通知書	「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	施設再生推進課	任意的申出 非公開情報の検討を行うにあたり、優先交渉権者に照会を行う時間を要するため、H30.4.6まで期間延長
50	H30.3.7	H29年度市立小学校特別教室空調設備設置工事の設計書 ・秋津小学校他1校 ・大岱小学校他2校 ・萩山小学校他2校	H30.3.13	公開	ア、H29年度市立小学校特別教室空調設備設置工事(市立大岱小学校他2校)(空調設備)工事設計書 イ、H29年度市立小学校特別教室空調設備設置工事(市立秋津小学校他1校)(空調設備)工事設計書 ウ、H29年度市立小学校特別教室空調設備設置工事(市立萩山小学校他2校)(空調設備)工事設計書		教育総務課	

請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
H30.3.8	<p>市内の防犯カメラのセキュリティについて、個人情報保護に係る文書一切(警察、自治会、商店街、委託業者に係る文書を含む)</p> <p>カメラ取り付け時の地図・図面、カメラの取扱説明書、カメラの購入や設置工事、保守管理委託等の契約書、カメラ設置に関する関係機関への周知文書、補助金交付に関する文書も含む。</p>	H30.3.22	部分公開	<p>ア、H28年度 124起案書「東村山市安全・安心まちづくり推進地区の選定及び東京都への報告について」</p> <p>イ、H28年度 281起案書「東村山市防犯カメラ整備事業補助金申請」</p> <p>ウ、H28年度 148起案書「H28年度東京都地域における見守り活動支援事業に対する活動計画及びH28年度東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付申請書の提出」</p> <p>エ、H28年度 220報告・復命書「H28年度東京都地域における見守り活動支援事業補助金に係る交付決定通知書」</p> <p>オ、H28年度 444起案書「東村山市防犯カメラ整備事業補助金実績報告書及び補助金の交付」</p>	<p>イ、オ、カ、キ、ケの文書について</p> <p>「補助金申請者である町会代表者の自宅住所(市・町名は除く)・電話番号・印影、カメラ見積書中の担当者印影、栄町町会の副会長及び会計氏名、カメラ販売事業者の担当者の氏名と印影、防犯カメラ設置図面中の設計者・作図者氏名、自治会長の住所(市・町名を除く)、久米川駅北口駐輪場の図面中の現場代理人氏名」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>「自治会がカメラを購入した事業者名がわかる部分、事業者の代表者印</p>	地域安全課	

	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
51					カ、H28年度 454起案書「H28 年度東京都地域における見守り活 動支援事業補助金に係る事業実 績報告書」 キ、H29年度 316起案書「防犯カ メラ設置における電柱使用申請協 力要請(栄町町会・八坂自治会)」 ク、H28年度「東村山駅西口地下 駐輪場防犯カメラ修繕」委託契約 書 ケ、H28年度 333起案書「防犯カ メラの設置について個人情報保護 運営審議会への報告」 コ、H29年度 32起案書「防犯カ メラの設置について個人情報保護 運営審議会への報告」	影、自治会の取引先金融 機関の口座情報」 は、条例第6条第3号法人 情報に該当し非公開 「カメラ映像のセキュリテイ に係る情報」は、条例第6 条第7号犯罪予防・捜査等 情報に該当し非公開 「防犯カメラの取扱説明 書」は、市職員がカメラを 操作することは無く業務上 必要ないため保管してお らず不存在		

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.3.22	部分公開	ア、市立保育園防犯カメラ設置箇所図面 イ、東村山市立保育園に設置する防犯カメラの適正な管理及び個人情報保護の外部提供(個人情報保護運営審議会への諮問書及び答申) ウ、防犯カメラ・モニター・レコーダー取扱説明書及び保証書 エ、第七保育園防犯カメラレコーダー購入請書	「保育園施設内間取り」は、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当し非公開 「契約相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「防犯カメラ設置工事の契約書」は、保存年限5年を過ぎて廃棄済のため不存在	子ども育成課	
			H30.3.22	部分公開	ア、H21年度 292起案書「防犯カメラ設置に伴う個人情報保護運営審議会への報告」 イ、H28年度委託契約書「モニターカメラ等管理業務委託」	「契約相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「防犯カメラの取扱説明書」は、市職員がカメラを操作することは無く業務上必要ないため保管しておらず不存在 「防犯カメラ設置工事の契約書」は、保存年限5年を過ぎて廃棄済みのため不存在	道路管理課	

	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
			H30.3.22	部分公開	ア、H26年度 36起案書「個人情報保護運営審議会提出資料(秋水園ふれあいセンター防犯カメラ設置)」 イ、H26年度 542起案書「個人情報保護運営審議会提出資料(秋水園防犯カメラ設置)」 ウ、H25年度 626起案書「秋水園ふれあいセンター防犯カメラ購入設置に伴う稟議書に係る承認」 エ、H19年度「秋水園防犯カメラ設置工事」の工事請負契約書 オ、H26年度「秋水園防犯カメラ設置工事」の工事請負契約書 カ、秋水園ふれあいセンターに設置している防犯カメラに関する取扱説明書 キ、秋水園に設置している防犯カメラに関する取扱説明書	「契約相手方である法人の代表者印影、指定管理事業者がカメラを購入又は見積書を取り寄せた事業者名がわかる部分」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「指定管理事業者の役員の印影、指定管理事業者がカメラを購入した事業者の担当者・図面作成者・検図者の氏名」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	管理課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.3.22	部分公開	<p>ア、H18年度 44起案書「東村山市立学校防犯カメラの管理に関する要領の制定に伴う東村山市個人情報保護運営審議会への諮問」</p> <p>イ、H18年度 60報告書「東村山市立学校防犯カメラの適正な管理及び情報提供に関する個人情報保護運営審議会報告並びに答申書の受領」</p> <p>ウ、H18年度 45起案書「東村山市立学校防犯カメラの管理に関する要領の制定」</p> <p>エ、H20年度 330起案書「東村山市立学校防犯カメラの管理に関する要領の一部を改正する要領」</p> <p>オ、H28年度 684起案書「東村山市立学校防犯カメラの管理に関する要領の一部を改正する要領」</p> <p>カ、市立小学校防犯カメラ設置工事竣工図</p> <p>キ、デジタルディスクレコーダー取扱説明書</p>	<p>イの文書について「個人情報保護運営審議会の発言委員氏名」は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p> <p>カの文書について「防犯カメラのモニター設置場所、防犯カメラシステムの系統図、配線の経路や方法・記録装置等の設置場所がわかる部分」は、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当し非公開。不特定多数が利用する施設ではなく主たる利用者が児童であるため、無断侵入者を防ぎ、安全確保に十分な注意が必要な施設である。防犯カメラシステムの配線経路や記録装置等の設置場所は詳細な警備情報であり、公にすると侵入の一助になるなど犯罪に利用され、児童の安全確保に支障が生じるおそれがあるため。</p>	教育総務課	

請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					<p>「防犯カメラの取扱説明書」は、市職員がカメラを操作することは無く業務上必要ないため保管しておらず不存在</p> <p>「防犯カメラ設置工事の契約書」は、保存年限10年を過ぎて廃棄済みのため不存在</p>		
		H30.3.22	部分公開	<p>ア、H27年度 444起案書「通学路防犯カメラの設置運用に関する基準(伺い)」</p> <p>イ、H28年度 588起案書「通学路防犯カメラの設置運用に関する基準の一部改正(伺い)」</p> <p>ウ、H28.3.28改正「東村山市立小学校通学路防犯カメラ設置運用に関する基準」</p> <p>エ、H28.9.15契約「市立小学校防犯カメラ設置工事(市立化成小学校他3校)工事請負契約書」</p> <p>オ、H29.1.16通知「契約変更協議書」</p> <p>カ、H28年度 143起案書「H28年度通学路防犯設備整備事業に係る交付申請書の提出(伺い)」</p> <p>キ、H28.7.8通知「H28年度東京都通</p>	<p>エ、オ、クの文書について「契約相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>スの文書について「暗号化とKeyファイルのダウンロード方法に関する記載部分、製品仕様のうち暗号化の種類」は、第三者による盗み見等から撮影記録データを保護するための仕組みが書かれているため、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当し非公開</p>	学務課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					学路防犯設備整備補助金の交付決定について」 ク、H28年度 603起案書「H28年度通学路防犯設備整備事業に係る実績報告書等の提出(伺い)」 ケ、H29年度 23起案書「H28年度通学路防犯設備整備事業に係る請求書の提出(伺い)」 コ、H29年度 45起案書「H28年度通学路防犯カメラの自治会への周知(伺い)」 サ、H28年度 500起案書「通学路防犯カメラの公共掲示物掲出申込み(依頼)」 シ、H27、28年度通学路防犯カメラ設置箇所図 ス、H27、28年度通学路防犯カメラ取扱説明書 セ、H28年度 31起案書「通学路防犯カメラに関する個人情報保護運営審議会への報告(依頼)」			
			H30.3.22	部分公開	ア、H27年度 212起案書「H27年度個人情報保護運営審議会への報告事項提出について」 イ、H29年度「東村山市立中央公民館機械警備委託」契約書 ウ、平成27年度 128起案書「東村山市立中央公民館建物管理業務委託の変更と機械警備導入(伺い)」	「契約相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「防犯カメラの取扱説明書」は、市職員がカメラを操作することは無く業務上必要ないため保管しておらず不存在	公民館	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
52	H30.3.12	H29.8月募集の東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルの以下資料 1、優先交渉権者の企画提案書 2、見積金額	H30.4.5	部分公開	包括施設管理委託優先交渉権者である大和リース㈱の下記書類 ア、企画提案書 イ、参考見積書	「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」 包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	施設再生推進課	任意的申出 非公開情報の検討を行うにあたり、優先交渉権者に照会を行う時間を要するため、H30.4.6まで期間延長
53	H30.3.13	市長公用車の運行記録(2017年9月～12月)	H30.3.26	部分公開	ア、運転前点検表(H29.9月～12月分) イ、運転日誌(H29.9月～12月分) ウ、運転管理報告書(日報)(H29.9月～12月分)	ア、イ、ウの文書について「委託事業者の運転者氏名」 ウの文書について「委託事業者の管理責任者の印影」 上記のいずれも条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	秘書広報課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
54	H30.3.15	1、市内の防犯カメラに係る警察からの捜査関係事項照会書及び回答書(地域安全課、子ども育成課、道路管理課、管理課、教育総務課の保有分各1部) 2、総務課が各課に周知している防犯カメラ撮影記録の外部提供に関する注意文書の起案(29年度)	H30.3.29	部分公開	H29年度 271起案書「久米川駅北口地下駐輪場内防犯カメラ撮影記録の外部提供」	「起案書中の起案日・決定日・施行予定日・施行日・照会日・照会番号・提供先・映像の必要な防犯カメラの場所・撮影日時」 「捜査関係事項照会書中の照会番号・照会日・警察署名・司法警察員氏名・警察署印影・対象期間・照会警察署の所在地・担当者名・電話番号」 「起案書別紙『撮影記録の外部提供』中の提供依頼者名・撮影記録を提供したカメラの設置場所と台数・撮影日時・警察署名・受け渡し年月日・受領者名」 「撮影記録を提供するカメラの設置場所がわかる図面」 上記のいずれも、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当し非公開。ほとんどの犯罪は時効が10年以上であり、その間は再捜査が有りうる。どこの警察が特定の施設のどの日時にどの箇所から撮影された防犯カメラデータを調べているかという情報が公になると、捜査事件の被疑者や関係者の逃亡・証拠隠滅等のおそれがあり、捜査に支障が生じるため。	地域安全課	
			H30.3.29	部分公開	H29年度 959起案書「第六保育園(仮設園舎)に設置する防犯カメラの外部提供」		子ども育成課	
			H30.3.27	部分公開	H29年度 307起案書「東村山駅西口地下駐輪場内防犯カメラ撮影記録の外部提供」		道路管理課	
			H30.3.29	部分公開	H28年度 236起案書「防犯カメラの撮影記録(提供)」		管理課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			H30.3.27	部分公開	H29年度 219起案書「東村山市大岱小学校における防犯カメラの撮影記録の外部提供」		教育総務課	
			H30.3.27	部分公開	H29年度 105起案書「防犯カメラ撮影記録の外部提供に関する注意文書送付(再周知)」	「保育園施設内間取り」は、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当し非公開 「図面作成事業者の担当者」の印影・氏名は、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	総務課	
55	H30.3.20	市立小学校特別教室空調設備設置工事(市立萩山小学校他2校)(空調設備)設計書	H30.3.27	公開	H29年度「市立小学校特別教室空調設備設置工事(市立萩山小学校他2校)(空調設備)工事変更設計書(1回目)」		教育総務課	
1	H30.4.12	以下の工事に係る、工事総括契約書・設計内訳書・金額代価表 1.都市計画道路3・4・27号線道路築造工事(第1工区その2)(2016/5/11開札) 2.都市計画道路3・4・5号線用地管理整備工事(その1)及び補償代行工事(その1)(2016/5/18開札) 3.都市計画道路3・4・5号線用地管理整備工事(その1)及び補償代行工事(その1)(2017/4/19開札)	H30.4.20	部分公開	以下の工事に係る、工事契約書・設計内訳書・金額代価表一式 ア、都市計画道路3・4・27号線道路築造工事(第1工区その2) イ、都市計画道路3・4・5号線用地管理整備工事(その1)及び補償代行工事(その1) ウ、都市計画道路3・4・5号線用地管理整備工事(その1)及び補償代行工事(その1)	ア、イ、ウの文書について「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市街地整備課	任意的申出

	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
2	H30.5.1	東村山市包括施設管理委託(提出 期限H29.7.28)に対し提出された、 以下の書類(全社分) 1.企画提案書 2.参考見積書	H30.5.15	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公 募型プロポーザルにおいて提出された 以下の書類 ア、受託者である大和リース(株)の企画 提案書 イ、全社の参考見積書	アの文書について 「法人の事業ノウハウに該 当する記載部分」 包括施設管理委託の公募 型プロポーザルでは、通 常のプロポーザルのよう に市が応募事業者へ業務仕 様書を示すことはせず、各 事業者の自由な発案によ る企画提案書を募集した。 このため、提出された企画 提案書はそのほとんどに 事業者独自の提案の構 成、企画内容、考え方が 示されており、デザインも 含めて事業者のノウハウに 該当する。公開すると同業 他社に模倣され事業運営 上の利益を損なうおそれ があり、条例第6条第3号 法人情報に該当し非公開	資産マネ ジメント 課	任意的申出

	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>「2位以下の事業者の企画提案書」は、当該事業者の未発表著作物であり、その公表権は著作者が保有する。企画提案書の内容は事業者の事業運営上のノウハウにあたり、公開すると当該事業者の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがある。また、今後受託業務を行う者ではないから公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>イの文書について</p> <p>「法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「2位以下の事業者の参考見積書のうち、事業者名が特定できる部分」は、公表すると事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、今後受託業務を行う者ではないから公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>		

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
3	H30.5.1	東村山市包括施設管理委託に係るプロポーザルに関する資料 1.民間事業者の選定基準 2.経緯 3.優先交渉権者の提案内容等	H30.5.15	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルにおいて提出された優先交渉権者(大和リース株)の以下の書類 ア、企画提案書 イ、参考見積書	アの文書について「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 イの文書について「法人の代表者印影」条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	資産マネジメント課	任意的申出 選定基準と選定の経緯は市ホームページに掲載している旨説明し、了解された。
4	H30.5.15	「障害者差別解消法」の「合理的配慮」のための市職員の「対応要領」	H30.5.22	公開	東村山市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領		人事課	
5	H30.5.16	H30.5.16見積合わせ「親と子の環境教室」実施に伴うバス借上げの指名・参加業者及び入札額	H30.5.21	公開	「親と子の環境教室」実施に伴うバス借上げの開札記録票		環境・住宅課	

	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
6	H30.5.18	「憩いの家」を大成に最初に委託をした時の契約書と最新年度の契約書。最初の契約書が保存年限を超過して廃棄済みの場合は保存している中で一番古いもの。	H30.6.1	部分公開	「東村山市憩いの家運営業務委託」委託契約書(平成25年度・29年度分)	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	健康増進課	請求者の希望により、契約書中仕様書は除く
7	H30.5.18	東村山市包括施設管理委託に関する以下の書類 1.大和リースとの契約内容 2.再委託する場合は、その事業所名・事業内容・契約条件の全て					資産マネジメント課	非公開情報の検討に当たり、大和リースへ照会が必要であり時間を要するため、H30.7.13まで期間延長